

町立湯沢病院等照明設備LED化事業に係る仕様書

1. 事業名

町立湯沢病院等照明設備LED化事業

2. 対象施設

No	施設名	住所	延床面積	備考
1	町立湯沢病院	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	9,241.73 m ²	駐車場 2843.1 m ² 含
2	湯沢町健康増進施設	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	797.36 m ²	

3. 契約期間・上限金額等について

- ①契約期間は賃貸借により 10 年間（120 か月）とする。
- ②提案にあたっては、商品代・交換工事費・送料・廃棄費用と賃貸借利率の全てを含んだ金額とし、総額 40,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限として積算すること。
- ③賃貸借期間満了後に湯沢町への所有権の移転（無償譲渡）を行うこと。なお、期間満了後、無償譲渡することから、賃貸借期間中の物件の固定資産税は賃貸借料に含まないものとする。
- ④契約手続きに要する経費については、全て受注者が負担するものとする。

4. 照明設備の仕様等

（1）規格、品質について

- ①LED メーカーは日本国内メーカーであること。複数のメーカーからの調達を妨げない。
- ②全て新品であること。
- ③管球交換を基本とし、管球取付にあたっては、省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行い LED 照明に取り替えること。この場合、安定器の撤去は求めないこととする。また、劣化したソケット及び配線（長期の使用に耐えられないもの）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。但し、天井材にアスベスト含有の可能性がある場合は、速やかに発注者に報告し、協議する。
- ④使用する管球等は ISO9001、ISO14001 の認証取得工場で製造していること。
- ⑤外部に設置する照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- ⑥既存照明以上の照度、色温度及び平均演色評価数（Ra）を確保することを基本とするが、設置場所ごとに適切な照度とする等、費用対効果の最も高い設備とすること。
- ⑦耐久性の高い機器並びに全光束が設計値の 70%となるまでの総点灯時間が 40,000 時間以上の寿命の光源（LED）を使用すること。
- ⑧将来的に発光部位が損耗した場合にも共通規格で交換が可能なこと。
- ⑨電気用品安全法（PSE）に適合していること。
- ⑩本事業に関する JIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。

（2）実績のある LED メーカーの製品で、保証期間も十分あること。（10 年間以上が望ましい。）

（3）消費電力及びCO₂排出量削減について

LED 化後の年間消費電力量及びCO₂排出量の大幅な削減を実現できる提案であること。

(4) その他

- ①既存の照明器具については、別紙平面図及び機器リストのとおり。
- ②非常灯、誘導灯については本事業の対象外とする。
- ③環境負荷の少ない設備を採用すること。
- ④照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを標記したラベル等を付すこと。ただし、ラベル等を付す方法の他に、判別が可能となる器具の型番リスト又は竣工図面等を提出する場合はこの限りでない。
- ⑤賃貸借期間の開始前に設置した箇所から順次、器具の試用を認めること。
- ⑥交換した製品について、製品の不良又は交換を行った者の責に帰する不具合が生じた場合は、事業者等は無償にて修理・交換の措置を講ずるものとする。ただし、管球以外の既存の機器（灯具、ソケット、スイッチ等）、使用時間並びに使用方法等上記以外の原因によって生じた不具合はこの限りではない。

5. 工事の施工にあたっての留意事項等

- ①工事着手前に現場調査等を十分に行い作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者に報告し、協議する。
- ②設置作業に使用する雑材は、全て新品とする。
- ③作業にあたって劣化したソケット（ひびが入っている、変色している等長期の使用に耐えられないもの。）及び劣化した配線（腐食している等長期の使用に耐えられないもの。）については交換し、発注者と協議のうえ落下等の危険がないよう安全に設置すること。
- ④設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲で実施すること。
- ⑤施工にあたり、施設運営への影響が最小限となるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。
- ⑥搬出入経路については、病院施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- ⑦既設照明器具撤去に伴い天井改修等が必要な場合は、これを受注者の負担で行い、現状復旧を行うこと。
- ⑧施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、発注者と協議のうえ、原則受注者がこれを行うこと。
- ⑨撤去した既存照明器具等については、関連法令を遵守し、受注者で処分するものとし、産業廃棄物処理管理票を提出すること。
- ⑩停電等、施設運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- ⑪作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床掃除を行うこと。
- ⑫施工前後に照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を行い、その結果を発注者に報告すること。
- ⑬照明器具設置前後の照度計による測定を行い、その結果を発注者に報告すること。なお、測定位置については事前に協議を行い、承諾を受けたうえで行うこと。
- ⑭PCBを含む安定器等があった場合、取扱いについて発注者と協議すること。
- ⑮現状で点灯を間引きしている照明器具についても、本事業の対象とする。
- ⑯既に設置されているLED照明設備の交換は行わないものとする。

- ⑰本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠するものとし、遵守すること。
- ⑱工事の完了後、速やかに検査を受けること。
- ⑲検査で是正指示があった箇所については、受注者の責において賃貸借期間開始日までにこれを是正し、是正報告（是正前後写真等）を発注者に行うこと。

6. 提出書類

次に掲げる書類２部及びデータ一式で別に定める期日までに発注者に提出すること。

（１）施工計画書（契約締結日から７日以内）

- ①実施工程表 ②施工体系図 ③緊急体制及び連絡先 ④仮設計画（搬入ルート、工事区画、資材置き場等を記載すること） ⑤現場代理人等通知書（監理技術者又は主任技術者の資格者証の写しを添付すること）

（２）完成図書（工事完了検査の前日まで）

- ①ＬＥＤ照明器具配置図 ②ＬＥＤ照明器具設置前後の写真 ③照明器具一覧 ④照度測定結果一覧（部屋ごと） ⑤絶縁抵抗・導通試験結果一覧 ⑥ＬＥＤ照明器具仕様書 ⑦産業廃棄物処理管理票 ⑧維持管理業務中の緊急連絡先及び担当

7. 賃貸借業務について

（１）賃貸借業務に含まれる内容

- ①ＬＥＤ照明器具及び設置に必要な付属品一式
- ②ＬＥＤ照明器具更新に係る作業費
- ③既存器具等の処分費用
- ④賃貸借金利
- ⑤保険費用
- ⑥維持管理費用（緊急修理、不点灯時の対応等）

（２）維持管理業務について

照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、ＬＥＤ照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

- ①維持管理について、必要な場合には直ちに現場へ職員を派遣するなど、迅速な対応が可能な体制であること。
- ②設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下（設置後 40,000 時間以内に設置後照度測定の平均照度が 70 %未満）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について発注者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を発注者に書面で報告すること。
- ③受注者は照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載した書面を発注者に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに差替えを届け出ること。
- ④発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担に

より物品の取り外し、設置及び調整をする。

⑤前項④にあたり、照明器具の取り外し、設置及び調整に必要な情報を発注者に提供すること。

⑥設置箇所を変更した照明器具についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。

(3) 賃貸借期間終了後の器具の取扱い

賃貸借期間終了後の器具一式は、無償で発注者へ引き渡すものとする。

8. 損害賠償

この契約履行に伴い、発注者及び第三者が被った被害については、受注者が損害賠償の責を負うものとする。ただし、その損害（保険その他により補てんされた部分を除く。）のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

9. 支払条件

賃貸借契約期間の開始後、受注者は毎月末に賃貸借料の請求書を発行し、発注者は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。なお、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、初回に精算するものとする。

10. その他

- (1) 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、町内電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- (2) 本事業の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 建築基準法、消防法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び本事業に係る法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、政令で定めるものに準拠すること。
- (4) 賃貸借契約期間中に、消費税率が変更となった場合の本契約に係る消費税率の取扱いは、消費税法及び関係法令、国の定める基準等に従い、適切に対応するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や疑義を生じた場合は、別途発注者と協議のうえ決定する。